



発行 東京都

目次

111

規程（交）

- 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（水）

- 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

- 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七

訓令（議）

- 一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正……………一〇
- 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………一〇

規程（交）

●交通局規程第四十三号

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤」を「一日」に改める。

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

附則

- この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- この規程の施行の前日に設置された特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

●交通局規程第四十四号

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて局長が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十一条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「(以下「在職期間」という。)」を加え、「別表第二」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「(以下「在職する期間」という。)」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十二条第一項中「一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、職員部長が別に定める。

第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十二条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、職員部長が別に定める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に改める。

第二十七条第一号及び第二十九条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、職員部長が別に定める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二 (第十一条、第十三条関係)

在職期間	一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
一年未満	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一年	十日	五日
二年	十一日	六日
三年	十二日	六日
四年	十四日	八日
五年	十六日	九日
五年	十八日	十日
六年以上	二十日	十一日

別表第三 (第十一条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十一月	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
十月	十日	五日
九月	九日	五日
八月	八日	五日
七月	七日	五日
六月	六日	三日
五月	五日	二日
四月	四日	一日
三月	三日	〇日
二月	二日	〇日
一月	一日	〇日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四 (第十一条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職する期間	在職期間	一日の勤務時間
一年未満	一年未満	十一日から十四日まで
一年	一年	五日
二年	二年	六日
三年	三年	六日
四年	四年	八日
五年	五年	九日
六年以上	六年以上	十日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職する期間	在職期間												
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	
一年未満	五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
一年	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
二年	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
三年	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
四年	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
五年	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
六年以上	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二日	二日	二日	二日	二日	二日

別表第五(第二十四条関係)

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三十号

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「(これに相当する者を含む。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中 介護欠勤 一日 を

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

に改める。

附則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六

項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

●東京都水道局管理規程第三十一号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

改正する規程
東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて水道局長(以下「局長」という。)が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」と改め、同条第二項及び第三項中「職員部長」を「局長」に改める。

第五条中「水道局長(以下「局長」という。)」を「局長」に改める。

第十条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「(以下「在職期間」という。)」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「(以下「在職する期間」という。)」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十一条第一項中「一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に

切り上げた時間)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、局長が別に定める。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十二条第一項中「別表第二」を「別表第二」に改める。

第二十二条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に、「職員部長」を「局長」に改める。

第二十五条第一号及び第二十七条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第二十九条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第十九条及び第二十条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一日当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十分

十三日	五分
六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分	
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二(第十条、第十二条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数
一年未満	十五日及び十六日
一年	十日
二年	十一日
三年	十二日
四年	十三日
五年	十四日
六年以上	十五日から十四日まで

別表第三(第十条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数
十一月	十五日及び十六日
十月	十日
九月	十一日
八月	十二日
七月	十三日
六月	十四日
五月	十五日
四月	十六日
三月	十七日

二月	二日
一月	一日
	〇日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四(第十条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
一月	一日	一日	一日	一日	二日	二日	二日
二月	二日	二日	二日	三日	三日	三日	三日
三月	三日	三日	三日	四日	四日	四日	四日
四月	四日	四日	四日	五日	五日	五日	五日
五月	五日	五日	五日	六日	六日	六日	六日
六月	六日	六日	六日	七日	七日	七日	七日
七月	七日	七日	七日	八日	八日	八日	八日
八月	七日	八日	八日	九日	九日	九日	九日
九月	八日	九日	九日	十日	十日	十日	十日
十月	九日	十日	十日	十一日	十一日	十一日	十一日
十一月	十日	十一日	十一日	十二日	十二日	十二日	十二日
十二月	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	二十日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
十月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
十一月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
十二月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて職員部長が定める」に改める。

第四条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十一条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第二」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十二条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、職員部長が別に定める。

第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求し

た場合において、所属長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えるはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十三条中「別表第一」を「別表第二」に改める。
第二十三条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に改める。

第二十六条第一号中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第二十八条中「が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「の在職期間」に改める。

第三十条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十条及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、職員部長が別に定める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
			一日	二日	三日	五日	五日
			一日	二日	四日	六日	六日
			一日	二日	四日	六日	六日
			二日	三日	五日	八日	八日
			二日	四日	五日	九日	九日
			二日	四日	六日	十日	十日
			二日	四日	七日	十一日	十一日
			〇日				

別表第五(第二十三条関係)

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附則
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会 議会局

一般職非常勤職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都議会議長 尾崎大介

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「(これに相当する者を含む。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤」を「一日」を「一日」に改める。

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

附則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、局長が別に定める職については、この訓令による改正後の一般職非常勤職員の任用等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第四条第五項第一号に規定する前年度に設置された職とみなす。
- 3 前項の局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める。

●東京都議会議長訓令第四号

東京都議会 議会局

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都議会議長 尾崎 大介

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて議長が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十一条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「(以下「在職期間」という。)」を加え、「別表第二」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「(以下「在職する期間」という。)」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十二条第一項中「一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、局長が別に定める。

第十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十二条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、局長が別に定める。

第十三条第一項中「別表第二」を「別表第二」に改める。

第二十三条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に改める。

第二十六条第一号及び第二十八条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十条及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二(第十一条、第十三条関係)

在職期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
一年未満		十日	五日
一年		十一日	六日
二年		十二日	六日
三年		十四日	八日
四年		十六日	九日
五年		十八日	十日
六年以上		二十日	十一日

別表第三(第十一条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
十一月		十日	五日
十月		九日	五日
九月		八日	五日
八月		七日	五日
七月		七日	五日
六月		六日	三日
五月		五日	二日
四月		四日	一日
三月		三日	〇日
二月		二日	〇日
一月		一日	〇日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四(第十一条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職する期間	在職期間	満一年未	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
一月	一月	一日	一日	一日	二日	二日	二日	二日
二月	二月	二日	二日	二日	三日	三日	三日	三日
三月	三月	三日	三日	三日	四日	四日	四日	五日
四月	四月	四日	四日	四日	五日	五日	六日	七日
五月	五月	五日	五日	五日	六日	六日	七日	八日
六月	六月	六日	六日	六日	七日	七日	八日	十日
七月	七月	七日	七日	七日	八日	九日	十日	十一日
八月	八月	七日	八日	八日	九日	十日	十一日	十二日
九月	九月	八日	九日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
十月	十月	九日	十日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
十一月	十一月	十日	十一日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日
十二月	十二月	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職する期間	在職期間	満一年未	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
七月	七月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
八月	八月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
九月	九月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
十月	十月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
十一月	十一月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
十二月	十二月	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日

別表第五（第二十三条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月
〇日			一日	二日	三日
			一日	二日	四日
			一日	二日	四日
			二日	三日	五日
			二日	四日	五日
			二日	四日	六日
			二日	四日	七日

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	三日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性